



第 81 号

平成30年10月16日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1084 自衛官の平成30年度募集(市町村課)
- 1085 救急病院等の指定(医務薬事課)
- 1086 保安林の指定予定(治山課)
- 1087 土地改良事業計画の適当決定(農地計画課)
- 1088 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1089 道路の区域変更(道路管理課)
- 1090 道路の供用開始(道路管理課)
- 1091 道路の区域変更(道路管理課)
- 1092 道路の供用開始(道路管理課)
- 1093 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 1094 二級建築士の免許取消し(建築住宅課)

公 告

大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課) 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況(出納局管理課) 特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

病院局公告

一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)

告示

◎新潟県告示第1084号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、 海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生として採用する自衛隊員の募集を次のとおり行う。

平成30年10月16日

新潟県知事 花角 英世

1 募集対象及び募集期間

募集対象者		募集期間				
種	目	要員区分	採用予定数	券 乗 期 间		
平成30年				平成30年9月15日(土)から		
11月			些 工.夕	11月5日 (月) まで		
12月			若干名 ー (ただし、採用予定数 ー に達した場合、採用試験を実施しない場合が ー あります)	4 一	平成30年11月6日(火)から	
12月	自衛官	陸自男女		12月10日(月)まで		
平成31年	候補生	海自男女		毎目男女 平成30年 空自男女 に達した場合、採用試 平成31年	平成30年12月11日(火)から	
1月	(※)	空自男女			平成31年1月21日 (月) まで	
2月		あります。)		平成31年1月22日(火)から		
2 /3			(8) 9 & 9 . 7	(8) 9 & 9 .)	(8) 9 \$ 9 .)	2月8日(金)まで
3月				平成31年2月9日(土)から		

	3月4日 (月) まで
	平成31年3月11日(月)最終受付

- ※ 自衛官候補生の採用年齢引き上げに伴う可能年齢
 - □ 採用予定月(平成30年11月)男子のみ

平成30年11月1日現在で18歳~平成31年2月28日現在で32歳 (昭和61年3月2日生まれ~平成12年11月2日生まれ)

- □ 採用予定月(平成31年3月)
 - 平成31年3月1日現在で18歳~平成31年6月30日現在で32歳 (昭和61年7月2日生まれ~平成13年3月2日生まれ)
- □ 採用予定月(平成31年4月)

平成31年4月1日現在で18歳~平成31年7月31日現在で32歳 (昭和61年8月2日生まれ~平成13年4月2日生まれ)

2 試験期日及び試験会場

WC/91 F /C C F WCA	- 300	<u> </u>
	試験期日	試験会場
	亚代20年11月10日(上)	陸上自衛隊高田駐屯地
平成30年	平成30年11月10日(土)	(上越市南城町3-7-1)
11月	平成30年11月11日(日)	陸上自衛隊新発田駐屯地
	平成30年11月11日(日)	(新発田市大手町6-4-16)
10 🗆	平成30年12月15日(土)	陸上自衛隊高田駐屯地
12月	平成30年12月16日(日)	陸上自衛隊新発田駐屯地
平成31年	平成31年1月26日(土)	陸上自衛隊高田駐屯地
1月	平成31年1月27日(日)	陸上自衛隊新発田駐屯地
о Н	平成31年2月16日(土)	陸上自衛隊高田駐屯地
2月	平成31年2月17日(日)	陸上自衛隊新発田駐屯地
о П	平成31年3月9日(土)	陸上自衛隊新発田駐屯地
3月 ——	平成31年3月16日(土)	陸上自衛隊新発田駐屯地

3 応募手続き

市町村又は自衛隊新潟地方協力本部出張所、地域事務所等で志願票の交付を受け、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ提出すること。

4 その他

応募手続きに関する詳細は、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部まで問い合わせすること。

◎新潟県告示第1085号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。 平成30年10月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名 称 新潟県立新発田病院
- 2 所在地 新発田市本町1丁目2番8号
- 3 有効期間 平成30年11月1日から 平成33年10月31日まで

◎新潟県告示第1086号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年10月16日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県妙高市大字西条字大平1380の1、1381の1、1382、1383の1、1384から1386まで、1386の1、1387、1387の子、1388の1、1388の2、1389、1389の子、1390から1392まで、1393の1、1394の1、1396の1、1397の1、1398から1400まで、1401の1

- 2 指定の目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1087号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので平成30年10月17日から平成30年11月13日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月16日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更 の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
阿賀野市 五十嵐栄一ほか118名	上江端前	区画整理	新規	土地改良事業 計画書の写し 規約の写し	阿賀野市役所	第95条

- 1 この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1088号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営小平尾地 区区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成緊急整備型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次 のとおり縦覧に供する。

平成30年10月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
 - 平成30年10月17日から平成30年11月13日まで
- 3 縦覧に供する場所
 - 魚沼市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 (以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる 場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

- イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年 を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1089号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成30年10月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北中府屋停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
村上市荒川字南山585番4から	新	24.0~44.4メートル	71.8メートル
同市荒川字南山585番4まで	旧	24.0~35.0メートル	61.1メートル

◎新潟県告示第1090号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成30年10月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 北中府屋停車場線
- 2 供用開始の区間

村上市荒川字南山585番4から同市荒川字南山585番4まで

3 供用開始の期日 平成30年10月16日

◎新潟県告示第1091号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶 務課において縦覧に供する。

平成30年10月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名別所南田中線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延長
五泉市別所字上1136番1から)			
		新	(A) 4.4~5.9メートル	106.1メートル
同市別所字上1074番1まで				

	(B) 4. 6∼8. 6メートル	112.4メートル
旧	4.4~5.9メートル	106.1メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1092号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶 務課において縦覧に供する。

平成30年10月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 別所南田中線
- 2 供用開始の区間

五泉市別所字上1136番1から同市別所字上1074番1まで

3 供用開始の期日 平成30年10月18日

◎新潟県告示第1093号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 平成30年10月16日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類
 - 第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
 - 平成30年10月3日
- 3 指定道路の位置等

位置	幅員(メートル	シ 延長 (メートル)
燕市秋葉町四丁目4810都	香の内、 6.00	53. 35
4811番1の内、4812番1の	內内、4813	
番の内		
4810番の内、4813番の内	転回広場	47.98平方メートル

◎新潟県告示第1094号

建築士法 (昭和25年法律第202号) 第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。 平成30年10月16日

新潟県知事 花角 英世

免許の取消しをした	対消しをした 免許の取消しをした		免許の取消しの理由
年月日	建築士の氏名		
平成30年7月13日	真保 勝寿	第14710号	死亡
平成30年8月10日	鈴木 八五男	第5621号	死亡
平成30年9月14日	猪井 順	第18737号	申請

公 告

大規模小売店舗の変更について (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年10月16日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 水原南ショッピングセンター

所在地 阿賀野市市野山字大坪221外

設置者 株式会社ウオロク

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり

3 変更年月日

平成31年5月27日 (ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降)

4 変更の理由

効率的な施設運営を図るために建物内部の改装工事を実施する計画であるが、これに伴い廃棄物等の保管施設の位置の変更が生じるため。

5 届出年月日

平成30年9月25日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、阿賀野市産業建設部商工観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成30年10月16日から平成31年2月16日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業·地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について(公告)

「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成11年新潟県告示第1221号) 8の規定により、平成30年7月から9月における苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

平成30年10月16日

新潟県知事 花角 英世

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 落札件名及び数量
 - (1) ロータリ除雪車 (2.6m、220kW級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ付)

1台 1台

(2) ロータリ除雪車 (2.6m、220kW級、スイング式雪切板付)

2台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(3) 除雪ドーザ(14 t級、マルチプラウ、反転エッジ付)

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

平成30年9月18日

- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 上記1(1)について

株式会社コバリキ

新潟県新潟市中央区下大川前通四之町2185番地

(2) 上記1(2)について

株式会社NICHIJO 北陸営業所

新潟県新潟市中央区笹口2丁目10番地1

(3) 上記1(3)について

ロジスネクストユニキャリア株式会社 新潟支店

新潟県新潟市江南区東早通3丁目1番37号

- 5 落札価格
 - (1) 上記 1 (1) について 44,830,690円
 - (2) 上記1(2)について43,210,690円
 - (3) 上記 1 (3) について 40,607,780円
- 6 契約決定方式
 - 一般競争入札
- 7 落札方式

最低価格

8 入札公告日

平成30年8月3日

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、特殊浴槽装置について、次のとおり一般競争 入札を行う。

平成30年10月16日

新潟県立柿崎病院長 太田 求磨

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量

特殊浴槽装置 1式

- (2) 調達案件の仕様等
 - 入札説明書による。
- (3) 納入期限

平成31年1月31日(木)

(4) 納入場所

新潟県立柿崎病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれら

の者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-3216

新潟県上越市柿崎区柿崎6412番地1

新潟県立柿崎病院経営課

電話番号 025-536-3131 内線113

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年10月26日(金)午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年10月30日(火)午前10時00分

新潟県立柿崎病院 リハビリ室3

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金

入札金額に消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県物品等入札 参加資格者名簿の営業種目「医療機器」に登載されている者である場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立柿崎病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を 作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。